

平成26年9月24日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 福島直之

最高裁判所事務総局総務局第三課長 佐野寛次

被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の
住所等の取扱いについて（事務連絡）

標記の取扱いについては、平成25年6月28日付け刑事局第二課長及び総務局第三課長名の事務連絡において留意点及び運用例を紹介したところであり、各庁においても運用に関する検討がなされたものと承知しておりますが、平成26年8月12日付け刑事局第二課課長補佐及び総務局第三課課長補佐名の事務連絡でお知らせしたとおり、最近、被害者の住所について配慮すべき事案であることを失念し、被害者の住所をそのまま弁護士に謄写させるという事案が発生しました。

被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の住所等については慎重な上にも慎重な取扱いが必要であり、上記のような事案が生じないように、庁全体として適切な事務処理態勢を確立しておく必要があります。つきましては、今般、各庁の申合せ等の例を別紙1に、申合せ等を実効性のあるものとするために有用と思われる取組を別紙2に、それぞれまとめましたので、各庁において、これらも参考にして、改めて裁判官と裁判所書記官との間で十分に議論を行い、運用に関する申合せをするなどして、庁全体として適切な事務処理態勢を確立し、被害者等の住所等への配慮に遺漏がないようにしてください。

また、被害者等の住所等について慎重な取扱いが必要となる事案は、秘匿決定がされた事案に限られません。裁判所としては、秘匿決定がされた事案に限らず、これ

と同様の配慮が求められる事件について，起訴後速やかに検察庁から適切に情報を収集することができるようあらかじめ十分に協議しておく必要があります。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所からお知らせください。

(別紙 1)

各庁における申合せ例

第 1 証人尋問

1 証人請求

弁護人から異議が述べられない限り、証人尋問請求書に証人（被害者）の住所の記載を求めない¹。証拠等関係カードにも証人の住所を記載しない²。

2 召喚

原則として同行によるよう、検察官に検討を促す。

3 証人出頭カード、旅費日当請求書³

証人出頭カードは記録に綴らない。証人が旅費日当を請求した場合は、旅費日当請求書の原本（住所の記載あり）を会計部門に送付し、記録には住所（経路部分及び振込先口座等を含む）をマスキングした請求書写しを綴る。証人が旅費日当を放棄した場合は、別途、住所記載欄のない「放棄書」に署名押印を求め、これを記録に綴る。

4 人定尋問、尋問調書⁴

人定尋問においては、原則として証人の住所を確認しない。

人定のために住所を確認することが必要不可欠な場合には、人定尋問において証人の住所を確認せざるを得ないが、この場合でも尋問調書には住所を記載せず、「（記載省略）」又は「裁判長（裁判官）は、住所によっても証人であることを確認した。」と記載する。

¹ このような申合せをしている庁の中には、規則 188 条の 2 第 1 項との関係について、相手方当事者から異議が述べられなければ質問権の放棄があったものと整理しているところがある。

² 平成 12 年 8 月 28 日刑二第 278 号刑事局長・総務局長依命通達「証拠等関係カードの記載要領について」記第 2 の 1 の(3)では、証人の住居を記載することになっているが、上記のとおり、証人尋問請求書に証人の住所の記載を求めない運用を前提とすれば、証拠等関係カードに住居の記載をしないことも許容されると考えられる。

^{3 4} 秘匿決定がされた被害者等に限らずこのような運用を行っている例もある。

第2 記録への編てつ

上記以外に、被害者の住所等が記載された書面（起訴状、証拠書類、住所等の記載のある証人尋問請求書、召喚状の送達報告書、国選被害者参加弁護士選定請求書、被害者参加申出書、被害者特定事項秘匿の申出通知書等）を記録に綴る際には、秘匿事項が記載されていることの注意喚起のため、該当部分に付せんを貼付するなどして綴る⁵。

第3 謄写等の請求

弁護士から謄写等の請求があったときには、被害者の住所等がマスキング処理されたものを閲覧謄写するよう弁護人の了解を得る⁶。

弁護人の了解が得られない場合には、速やかに裁判体に報告した上、裁判体の判断に従って、弁護士に対し、被害者の住所等を被告人に知らせないよう求めるなどの方策を講じて、閲覧謄写に応じる。

第4 その他（検察庁との連携）

秘匿決定をした際、書記官から検察官に対し、請求予定証拠、その他裁判所に提出予定の資料に被害者の住所等が現れないよう検討を促す⁷。

⁵ このような取扱いをする前提として、弁護士から記録の閲覧謄写請求があった場合等に備え、個々の事件ごとに、裁判体と裁判所書記官との間で、個々の書面に記載された情報のうち、どれが秘匿情報に当たるかを具体的に特定した上で認識を共有し、注意喚起が遺漏なくなされているかどうかについて確認する手段を講じておくことが必要である。

⁶ 秘匿情報が遺漏なくマスキング処理されているかどうかについて、閲覧謄写の際に、裁判体と裁判所書記官が確認できる手段を講じておくことが必要である。また、閲覧謄写をどのような形で認めるかは裁判体の判断によるので、裁判所書記官は、裁判体との間で、どのようにして弁護人の了解を求めるのか、了解が得られない場合にどのような方策を講じるのか（裁判体の判断によっては、請求に正当な理由がないとしてあくまでマスキング処理した範囲でのみ閲覧謄写に応じるということもあり得る。）について、認識を共有して処理する態勢をあらかじめ確立しておくことが必要である。

⁷ 被害者等の住所等の記載された証拠をどのように請求するかについては検察官の判断によるものであるが、裁判所としても、あらかじめ検察官に対し、請求予定証拠に住所等の記載があるかどうかを確認し、記載がある場合には、その理由を確認するとともに、改めて抄本による請求の可否を検討するよう促すことは有効であろう。

(別紙 2)

申合せ等を実効性のあるものとするために有用と思われる取組

- 1 申合せ等を行った場合には、これを書面化し、裁判官や裁判所書記官がいつでも参照できる状態にしておく。
- 2 部内の裁判官や裁判所書記官に異動があった場合には、部のミーティング等において上記 1 の書面を配布しその内容を確認するとともに、転入した裁判官や裁判所書記官を含めて、改めて当該庁（部）の運用について検討し、その内容を共有する。
- 3 被害者特定事項の秘匿決定をした事件や事案の性質上被害者等の住所等について配慮が必要な事件（以下、これらを併せて「秘匿決定事件等」という。）については、記録表紙に「秘匿決定」と朱書きするなどして、その旨明示する。
- 4 秘匿決定事件等については、部のミーティング等において担当書記官が当該事件の概要や注意を要する点を報告するなどして、部全体として情報を共有する。
- 5 主任書記官は、日頃から、部内の秘匿決定事件等の進行状況を把握するように努め、担当書記官に対し、各進行段階において予想される問題や留意すべき点を指導する。